航空自衛隊訓令第６号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、航空自衛隊第４術科学校組織規則を次のように定める。

昭和36年７月15日

防衛庁長官　西村　直巳

改正	昭和37年９月22日	航空自衛隊訓令第６号		平成２年10月１日	防衛庁訓令第38号
	昭和39年８月28日	航空自衛隊訓令第６号		平成19年１月５日	防衛庁訓令第１号
	昭和39年12月１日	航空自衛隊訓令第８号		平成26年７月31日	防衛省訓令第61号
	昭和53年２月21日	航空自衛隊訓令第６号		令和２年３月25日	防衛省訓令第14号
	平成元年３月15日	航空自衛隊訓令第14号			

航空自衛隊第４術科学校組織規則

（校長）

第１条　航空自衛隊第４術科学校（以下「学校」という。）の校長は、空将補をもつて充てる。

（副校長）

第２条　学校に、副校長１人を置く。

（内部組織）

第３条　学校に、次の２課、４部及び１隊を置く。

総　務　課

教　務　課

第１教育部

第２教育部

整　備　部

業　務　部

学　生　隊

（総務課の事務）

第４条総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1)　公印の保管に関すること。

(2)　公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。

(3)　文書の審査及び進達に関すること。

(4)　組織及び定員に関すること。

(5)　人事に関すること。

(6)　学校に勤務する隊員の教育訓練に関すること（教務課の所掌に属するものを除く。）。

(7)　記録及び統計に関すること（教務課の所掌に属するものを除く。）。

(8)　地上安全に関すること。

(9)　秘密保全に関すること。

(10)　教務課、各部及び学生隊との連絡に関すること。

(11)　広報に関すること。
(12)　損失補償及び損害賠償に関すること。
(13)　前各号に掲げるもののほか、教務課、各部及び学生隊の所掌に属しない事項に関すること。

（教務課の事務）

第５条　教務課においては、次の事務をつかさどる。
(1)　業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。
(2)　学校に入校している隊員（以下「学生」という。）の教育訓練（以下「教育訓練」という。）の計画に関すること。
(3)　教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
(4)　教育訓練に必要な図書その他教材に関すること。
(5)　教育訓練に関する調査研究に関すること。

（第１教育部）

第６条　第１教育部においては、主として通信の運用等並びに地上用通信器材の整備及び補給に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（学生隊の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（第２教育部）

第７条　第２教育部においては、主として通信設備の通信操作、信務、暗号及び気象の観測等並びに気象器材等の整備及び補給に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（学生隊の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（整備部の分課）

第８条　整備部に、次の３課を置く。

計　画　課
第１整備課
第２整備課

（計画課の事務）

第９条　計画課においては、次の事務をつかさどる。
(1)　整備の計画に関すること。
(2)　供用物品の保管（第１整備課及び第２整備課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(3)　前２号に掲げるもののほか、整備部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（第１整備課の事務）

第10条　第１整備課においては、教育訓練に必要な地上用通信器材の整備及び保管に関する事務をつかさどる。

（第２整備課の事務）

第11条　第２整備課においては、教育訓練に必要な気象器材等の整備及び保管に関する事務をつかさどる。

（業務部の分課）

第12条　業務部に、次の８課を置く。

庶　務　課
補　給　課
施　設　課

通　信　課
管　理　課
業　務　課
会　計　課
衛　生　課

（庶務課の事務）

第13条　庶務課においては、次の事務をつかさどる。

(1)　基地業務の計画及び運用に関すること。

(2)　郵政に関すること。

(3)　写真に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、業務部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（補給課の事務）

第14条　補給課においては、次の事務をつかさどる。

(1)　物品（糧食及び衛生資材を除く。以下この条において同じ。）の管理に関すること。

(2)　物品の調達要求及び補給に関すること。

(3)　物品の保管に関すること（業務部の他の課及び整備部の所掌に属するものを除く。）。

（施設課の事務）

第15条　施設課においては、次の事務をつかさどる。

(1)　施設の維持及び管理に関すること（通信課の所掌に属するものを除く。）。

(2)　消防に関すること。

（通信課の事務）

第16条　通信課においては、次の事務をつかさどる。

(1)　通信に関すること。

(2)　通信施設の維持及び管理に関すること。

(3)　基地用通信機材の保管及び整備に関すること。

（管理課の事務）

第17条　管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1)　輸送の計画及び実施に関すること。

(2)　車両の保管、運用及び整備に関すること。

(3)　警備に関すること。

（業務課の事務）

第18条　業務課においては、次の事務をつかさどる。

(1)　給養に関すること。

(2)　糧食の管理に関すること。

(3)　糧食の調達要求及び補給に関すること。

(4)　福利厚生に関すること。

(5)　共済組合に関すること。

(6)　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

（会計課の事務）

第19条　会計課においては、次の事務をつかさどる。

(1)　経費及び収入の予算、決算及び会計事務に関すること。

(2)　物品及び役務の調達その他の契約に関すること。

(3)　給与及び旅費の支給に関すること。

（衛生課の事務）

第20条　衛生課においては、次の事務をつかさどる。

(1)　健康管理、環境衛生及び防疫に関すること。

(2)　診療に関すること。

(3)　衛生資材の管理に関すること。

(4)　衛生資材の調達要求及び補給に関すること。

(5)　医務室の運営に関すること。

（学生隊の事務）

第21条　学生隊においては、次の事務をつかさどる。

(1)　学生の訓育、体育及び教練に関すること。

(2)　学生の指導及び規律に関すること。

(3)　学生の人事に関すること。

（部長、課長及び学生隊長）

第22条　部に部長を、課に課長を、学生隊に学生隊長を置く。

２　総務課長、教務課長、部長又は学生隊長は、校長の命を受け、それぞれ課務、部務又は隊務を掌理する。

３　部の課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

（委任規定）

第23条　この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定め、航空幕僚長に報告するものとする。

附　則

１　この訓令は、昭和36年７月15日から施行する。

２　航空自衛隊第２術科学校分校組織規則（昭和34年航空自衛隊訓令第16号）は、廃止する。

附　則（昭和37年９月22日航空自衛隊訓令第６号）

この訓令は、昭和37年11月１日から施行する。

附　則（昭和39年８月28日航空自衛隊訓令第６号）

この訓冷は、昭和39年８月28日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（昭和39年12月１日航空自衛隊訓令第８号）

この訓令は、昭和39年12月１日から施行する。〔後略〕

附　則（昭和53年２月21日航空自衛隊訓令第６号）

この訓令は、昭和53年３月31日から施行する。

附　則（平成元年３月15日航空自衛隊訓令第14号）

この訓令は、平成元年３月16日から施行する。

附　則（平成２年10月１日防衛庁訓令第38号）

この訓令は、平成２年10月１日から施行する。

附　則（平成19年１月５日防衛庁訓令第１号）（抄）

（施行期日）

1　この訓令は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成26年７月31日防衛省訓令第61号）

この訓令は、平成26年８月１日から施行する。

附　則（令和２年３月25日防衛省訓令第14号）

この訓令は、令和２年３月26日から施行する。